

# 研究費の不正使用 取引停止措置の改正について

## 取引業者の皆様へ

日頃から、本学会計諸規則に基づく物品購入等の手続きにご協力いただき誠にありがとうございます。

本学では、資金の適正な執行を図るため、不正使用防止計画を定めるとともに、**本学ホームページにおいて取り引きに関する留意事項等を掲載**し遵守をお願いしているところです。

しかしながら、今般、本学と取引業者との間において、**研究費の不正使用が発覚**し、当該業者に対し**1 2か月の取引停止措置**を講じました。

これを受け、本学では研究費の不正使用に対し**徹底した再発防止策を講じる**こととし、その一貫として、「国立大学法人群馬大学が発注する契約に係る取引停止等取扱要項」を改正し、**取引停止期間を長期化**するとともに、取引停止となった**業者名及び措置の内容を本学ホームページで公表**することとしました。

つきましては、本学ホームページから当該要項をご確認いただくとともに、改めて本学との取り引きにおける各留意事項についても再確認願います。

また、ご不明な点につきましては本学会計事務担当職員へ積極的に確認願います。

検索キーワード： ” 群馬大学 ” ” 調達 ”

平成29年12月27日  
国立大学法人群馬大学財務部